

# 新規技術と法研究会（通称・横浜 ELSI 研究会） 規約

制定 令和4年 8月17日

## 第1条 （名称）

本会は「新規技術と法研究会（通称・横浜 ELSI 研究会）」と称する。

## 第2条 （事務局）

本会の事務局は〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-4 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院内に置く。

## 第3条 （目的）

本会は、先端科学技術がかかえる倫理的・法的・社会的課題を調査分析し、先端技術によって社会が変革してゆくなかで必要となるグランド・ストラテジーを提供することを企図し、大学内外からの情報収集、課題設定・検討・解決を試み、その成果を社会に還元することを目的とする。

## 第4条 （事業）

本会は次の事業を行う。

### (1) 研究活動

- ・理論研究
- ・調査研究
- ・開発・実験研究
- ・予測研究
- ・研究会の開催

### (2) 研究基盤の構築、課題の設定

- ・情報収集
- ・文献データベースの作成

### (3) 研究成果の発信

- ・シンポジウムの開催
- ・公開講座の開催
- ・書籍出版・論文公表

### (4) 教育

- ・授業・演習等による教育
- ・ELSI 人材養成プログラム(博士前期・後期)の構築

#### 第5条 （会員）

本会は次の会員をもって組織する。

- 1 横浜国立大学国際社会科学研究院の構成員で、本会に入会を希望する者
- 2 横浜国立大学の教員で企画委員の推薦を得た者
- 3 その他本会に入会を希望し、企画委員会の承認を得た者

#### 第6条 （役員）

本会に次の役員を置く。

- 1 会長(企画委員の互選による)
- 2 企画委員長(会長が企画委員の中から指名する)
- 3 事務局長(会長が企画委員の中から指名する)
- 4 企画委員(会長が会員の中から指名する)
- 5 会計監事

#### 第7条 （役員の仕事）

- 1 企画委員は企画委員会を組織し、会務を審議する。
- 2 企画委員は外部の組織との連携のために連絡会議を適宜開催する。
- 3 各委員は企画委員会の決議に基づき各々の会務を執行する。
- 4 会計監事は本会の会計を監査する。